

地縁団体の認可申請の手順

事前準備(1) 町内会で認可申請することについての話し合い



事前準備(2) 地域振興課に相談、規約案等の作成

地縁団体の認可には、住民の過半数が町内会構成員であること、地方自治法に従った内容の規約を定めていることなど、いくつか要件があります。

総会を開く前に、必ず地域振興課にご相談ください



事前準備(3) 総会の開催・認可必要事項の議決

①規約の改正 ②認可申請することの議決 ③構成員の確定

④保有資産の確定 ⑤代表者の確定 以上①～⑤の事項について議決が必要です



申請書類を作成・提出

①申請書 ②規約 ③総会(事前準備(3))の議事録 ④構成員名簿

⑤その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現在行っていることを記載した書類(前年度の事業報告・収支決算書等) ⑦代表者の承諾書 ⑧区域図

※詳細は次ページ



認可要件審査



認可・告示

※なお、告示事項の変更(町内会長や規約・事務所所在地の変更など)の際には、別途申請書類を提出していただく必要があります。様式はホームページからもダウンロードできます。

<お問い合わせ先>

小松市役所 行政管理部 地域振興課

〒923-8650 小松市小馬出町 91 TEL 24-8397 Fax 23-6404

地縁団体の認可申請に必要な書類

① 申請書

② 規約(必須事項は以下(ア)～(ク)の通り)

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 区域

(エ) 事務所の所在地

(オ) 構成員の資格に関する事項

(カ) 代表者に関する事項

(キ) 会議に関する事項

(ク) 資産に関する事項

③ 総会の議事録

認可を申請することについて議決を行った総会の議事録の写しで、
議長及び議事録署名人の署名(自署)または記名押印のあるもの

④ 構成員名簿

構成員全員の住所、氏名を記載したもの

※全住民(子どもや町内会非加入者等も含む)の過半数の構成員が必要です

⑤ その区域の住民相互その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現在行っていることを記載した書類(前年度の事業報告・収支決算書等)

⑥ 代表者の承諾書((ア)と(イ)の両方が必要)

(ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、
議長及び議事録署名人の署名(自署)または記名押印のあるもの

(イ) 申請者が代表者となる事を受諾した旨の就任承諾等の写しで、
申請者本人の署名(自署)または記名押印のあるもの

⑦ 区域図

町内会の区域・範囲が容易にわかるように、区域図等に線を引いたもの